

リースの有効活用の推進について

公共施設の整備、維持管理等に際しては、リースを導入することにより、民間資金の活用、事業コストの削減及び質の高いサービスの提供を目指すことが可能である。リースの具体的なメリットとして、初期費用の軽減と財政負担の平準化が図られることに加え、場合により供用開始までの期間短縮、メンテナンスも含めた維持管理、事務量の軽減、緊急時や状況変化への柔軟な対応が可能となることが挙げられる。

こうしたことから地方自治体においては、住宅開発や働き方の多様化等の社会的な要請による、公立学校の校舎増築や放課後児童クラブの整備等において、リースを導入している事例がある。しかしながら、これらリースについては、国庫補助金等の対象とされていないため、必ずしも積極的な活用が図られているとは言い難い。

については、地方自治体による施設・設備の整備にあたり、それぞれに適した整備手法を選択することが可能となるよう、次の事項について要望する。

リースの導入について、整備手法の一つとして積極的な選択が可能となるよう、他の整備手法による場合と同様に財政支援を行うこと

平成29年11月20日

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

	松山 政司 様
財務大臣	麻生 太郎 様
文部科学大臣	林 芳正 様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	加山俊夫
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人